

令和2年度加東市社地域小中一貫校基本・実施設計作成 業務委託仕様書

I 業務概要

1 業務名

令和2年度加東市社地域小中一貫校基本・実施設計作成業務委託

2 発注者

加東市長 安田正義

3 業務実施の背景

子どもたちを取り巻く環境の変化とともに、少子化に伴う単学級や学級の小規模化、量的・質的な学習内容の充実、心身の発達の早期化、小学校から中学校への円滑な接続など、複雑化・多様化する学校教育の課題に対して、加東市の将来を担う子どもたちの新たな教育のあり方として、義務教育9年間を通して、自立した子どもを育む小中一貫教育を推進することとした。

各教科をはじめ、運動会や体育大会などの学校行事、道徳等の教育活動すべてにおいて、小学校と中学校の垣根を越えた系統性・連続性のある教育活動を行うことで、ふるさとを愛し、自らの夢に挑む自立した子どもたちを育成する。

そして、より良い環境を創出するため、教育効果及び安全面を考慮した一体型校舎の小中一貫校を整備することとした。

令和6年度に、社地域の小中学校を新たに小中一貫校として開校するにあたって、このたび基本・実施設計業務を行うものである。

【参考】社地域の学校の現状

市内には市立9小学校、市立3中学校があり、そのうち社地域の市立学校数・規模等は次のとおりとなっている。

(R2.5.1現在)

学 校	敷地面積(m ²)	構造	階数	校舎面積(m ²)	整備年度	普通学級数	特支学級数
社小学校	27,535.00	RC造	3	5,659.00	S52	18	4
福田小学校	20,469.00	RC造	3	3,689.00	S54	6	2
米田小学校	21,786.00	RC造	3	2,369.00	S48	5	2
三草小学校	20,558.00	RC造	1	2,123.00	S59	6	2
鴨川小学校	20,813.00	RC造	2	1,726.00	S61	3	0
社中学校	50,999.00	RC造	4	6,368.00	S53	12	2

市立学校の児童・生徒数は減少の傾向にある。社地域については小学生 854 人、中学生 413 人に推移しており、開校時は小学生 750 人、中学生 433 人程度になると見込まれる。

【児童・生徒数(実績)】

(単位:人)

学 校	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
社小学校	598	613	603	590	593	574	580	587	580	565	572
福田小学校	134	129	109	105	109	103	109	108	115	116	118
米田小学校	63	58	51	56	46	51	50	52	56	54	56
三草小学校	128	126	119	113	103	88	90	81	73	73	75
鴨川小学校	23	21	19	19	21	21	24	25	31	32	33
(小学校)計	946	947	901	883	872	837	853	853	855	840	854
社中学校	485	473	478	485	474	484	456	453	411	425	413
合 計	1,431	1,420	1,379	1,368	1,346	1,321	1,309	1,306	1,266	1,265	1,267

【児童・生徒数(見込)】

(単位:人)

学 校	R3	R4	R5	R6
社小学校	543	532	542	529
福田小学校	111	108	108	99
米田小学校	50	46	43	41
三草小学校	75	67	67	60
鴨川小学校	27	23	21	21
(小学校)計	806	776	781	750
社中学校	403	415	415	433
合 計	1,209	1,191	1,196	1,183

【児童・生徒数(R2.5.1現在)】

(単位:人)

学 校	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計
社小学校	108	82	95	92	101	94	572	-	-	-	-
福田小学校	20	23	23	16	18	18	118	-	-	-	-
米田小学校	6	7	9	12	10	12	56	-	-	-	-
三草小学校	11	12	11	12	17	12	75	-	-	-	-
鴨川小学校	4	3	6	8	5	7	33	-	-	-	-
社中学校	-	-	-	-	-	-	-	133	144	136	413
合 計	149	127	144	140	151	143	854	133	144	136	413

4 計画施設概要

- (1) 施設名称 加東市社地域小中一貫校（仮称）
- (2) 敷地場所 兵庫県加東市木梨1134番地62ほか
（建設地位置図（資料1）、地籍図（資料2）参照）
- (3) 施設用途 小学校・中学校
（平成31年国土交通省告示第98号別添二第7号第1類）

5 基本方針

- (1) 現在の中学校の教育環境を守る
現在の中学校施設規模をできる限り存置すること
（300mトラック、野球場、ソフトボール場、テニスコート）
- (2) 予定する規模の学校施設を確保
小学校が加わることで予定する学校施設規模を最低限確保すること
- (3) 工事中の学校生活をできる限り確保
生徒が工事中も中学校施設を使用できるように動線等を考慮すること
- (4) 学校施設の新築・長寿命化改修・解体撤去の見極め
耐力度調査の結果・老朽化の程度、導入する補助事業メニューを見極めながら施設整備を行うこと
- (5) 事業費の高騰を抑制
必要な施設内容・施設配置を考慮して事業費の抑制を図ること

6 設計方針（基本コンセプト）

- (1) 加東市がめざす小中一貫教育が推進できる学校
 - ・4・3・2制の学習に適した教室配置をするなど、前期・中期・後期の区分に即した系統的な指導ができる施設
 - ・児童・生徒の発達段階に対応した施設
 - ・ICT機器が手軽に活用できるなど、充実した教育活動が行え教職員が円滑に職務を遂行できる施設
 - ・日常的に集会や発表会ができるなど、多様な異学年交流ができる施設
- (2) だれもが楽しく通える安全・安心な学校
 - ・だれもが安心して通え、安全に学校生活を送れる施設
 - ・多様性に配慮し、ユニバーサルデザインを取り入れた施設
 - ・災害に強く安全で、避難所機能を備えた施設
 - ・職員室から死角が少ないなど、児童・生徒の活動が把握できる施設
 - ・防犯設備の整った施設
 - ・歩行者、自転車、車、通学バスの安全通行に配慮した施設
- (3) 快適でゆとりのある学校
 - ・ゆとりがあり、木のあたたかみやぬくもりを感じる施設

- ・明るく、風通しがよいなど、児童・生徒が快適に生活できる施設
- ・動線に無駄がないなど、移動に時間と手間がかからない施設
- ・清潔感を維持できる施設

(4) 地域を愛し、地域に愛される学校

- ・地域や学校の歴史・文化を大切にする施設
- ・地域交流が促進できるなど、保護者や地域住民と連携を深められる施設
- ・地域のシンボルとなり、児童・生徒、教職員及び地域住民が誇りに思える施設

(5) 管理しやすく、使いやすい学校

- ・維持・管理、修繕等の対応に配慮した美しい施設
- ・十分な収納スペース、豊富に掲示や展示ができるなど、使い勝手のよい施設

7 設計と条件

(1) 敷地の条件

ア 敷地面積

約 68,184 m²（建設地平面図（資料 3）参照）

※約 68,184 m²のうち、取得予定用地は約 13,816 m²、現中学校用地は約 54,368 m²。

イ 用途地域及び地区の指定等

- | | |
|-------------|--|
| (ア) 区域区分 | 都市計画区域 市街化区域（都市計画区域図（資料 4）参照） |
| (イ) 用途地域 | 第 1 種中高層住居専用地域 |
| (ウ) 防火地域 | 建築基準法第 22 条指定区域 |
| (エ) 建ぺい率 | 60% |
| (オ) 容積率 | 150% |
| (カ) 地目 | 現況学校用地（一部ため池・農地有） |
| (キ) 周辺道路 | 国道 372 号、市道（市道認定図（資料 5）参照） |
| (ク) 公共インフラ等 | 上下水道管網図（資料 6）を添付するが、詳細については担当部署に照会・協議すること。 |
| (ケ) その他 | 景観形成地区
（兵庫県景観の形成等に関する条例（資料 7）参照） |

(2) 施設の条件

ア 施設概要・必要規模

施設用途	左記用途に供する規模等
<校舎>	
既存校舎	【構造】 地上3階・4階建て 【延床面積】 5,700㎡程度 長寿命化改修の上利用する
技術棟	改築・改修も可とする
増築校舎	【構造】 地上4階建て以下 【延床面積】 9,300㎡程度
<屋内運動場>	
小体育館	アリーナはミニバスケットコート2面確保 (増築)
大体育館	アリーナは公式バスケットコート2面確保 (改築・改修も可とする)
武道場	柔道試合場2面確保
<プール>	
大プール	25m 8レーン (改築・改修も可、地上設置とする)
小プール	15m×15m程度 (増築、地上設置とする)
(その他の事項)	
大グラウンド	300mトラックを想定(移設も可)
小グラウンド	200mトラックを想定(増設)
駐車場	敷地北側駐車場を基本とする
スクールバス発着場・駐車場	通学バス(マイクロバス)12台を想定 利用者数は小・中学生のうち約280名を想定 児童の待機スペース要
自転車置場	中学生用430台を想定

イ 想定諸室

室名	室数	備考
普通教室	36室	70㎡を基準とする 4室×9学年
特別支援教室	6室	小学生用4室・中学生用2室
特別教室	16室	準備室を同数配置
理科室	5室	小学生用2室・中学生用3室

生活科室	1室	小学生用
音楽室	3室	小学生用2室・中学生用1室
図工室	1室	小学生用
美術室	1室	中学生用
技術室	2室	中学生用(金工1室・木工1室)
家庭科室(被服・調理)	2室	被服1室・調理1室
外国語教室	1室	
コンピュータ教室	1室	図書室に隣接、サーバー室含む
教育相談室	3室以上	
相談室(教室エリア)	適宜	各階に設置
多目的教室	12室	少人数教室含む 小学生用6室・中学生用6室
多目的コーナー	適宜	
図書室	2室	
ティーチャールーム	各階に1室	
教材庫・倉庫	適宜	学年毎に各1室設置を基準
児童・生徒会室	1室	
地域交流室	1室	
トイレ	適宜	各階に多目的トイレを設置
更衣室(児童・生徒用)	適宜	学年毎に2室(男女各1室)を 基準
異学年交流施設	1室	
昇降口	2室	
配食室	2室	
職員室・事務室	1室	600㎡程度
校長室(小学校・中学校)	2室	
放送室	1室	
保健室	1室以上	
更衣室	2室	
職員・来客用トイレ	適宜	ユニバーサルトイレ含む
耐火倉庫	1室	
会議室	2室以上	可動間仕切り壁を設置し小会 議に対応

※校舎、大・小体育館(校舎内に配置することも可)、武道場(校舎内に配置することも可)、大・小グラウンド及び大・小プールについては下記「(3) 建設の条件」の「イ 建設工期」を考慮した配置計画とすること。

※提案内容により、規模・室数等の変更も可。

※仮設校舎等を建設することも可。ただし、費用については下記「(3) 建設の条件」の「ア 建設費」に含めること。

(3) 建設の条件

ア 建設費

63億8600万円以内（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

※令和4年4月時点での工事費を想定する。（物価上昇率を含む）

※創意工夫により建設費の縮減を図ること。

イ 建設工期

令和4年7月から令和6年3月まで

※工事ステップ・工事費の削減・教育環境の保持のための工期変更は可。

※国庫補助事業として申請する計画があるため、工期を分割するものとしている。

(4) 設計条件

ア 本仕様書に基づき基本・実施設計を作成する。

イ 基本・実施設計は建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事及び附帯・外構工事の設計を行う。

ウ 基本・実施設計に伴う諸手続についても本契約の範囲内とする。

エ 現社中学校の長寿命化改修工事及び技術棟の改修または改築工事の設計についても本契約の範囲内とする。（社中学校施設配置図及び平面図（資料8）参照）

下記以外の項目については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

(ア) 給排水管路の更新

(イ) 電気幹線の更新

(ウ) 照明器具の更新（LED化）

(エ) エレベーターの更新

(オ) 躯体の改修

(カ) 外壁の改修（塗装）

(キ) トイレの洋式化

オ 加東市の他の計画との整合性

(ア) 第2次加東市総合計画

(イ) 加東市都市計画マスタープラン

(ウ) 加東市教育大綱

(エ) 第2期加東市教育振興基本計画

(オ) 加東市公共施設の適正化に関する計画

カ 耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による）

(ア) 構造体の耐震安全性 II類

(イ) 建築非構造部材の耐震安全性 A類

(ウ) 建築設備の耐震安全性 乙類

II 参加要件等

1 管理技術者等の資格要件

管理技術者並びに建築（総合）、建築（構造）、電気設備及び機械設備の主たる担当技術者の各分野における必要資格については、次に掲げるとおりとする。

分 野	必要資格
管理技術者	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
建築（総合）	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
建築（構造）	建築士法第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士
電 気 設 備	建築士法第10条の2の2第2項に規定する設備設計一級建築士又は建築設備士
機 械 設 備	建築士法第10条の2の2第2項に規定する設備設計一級建築士又は建築設備士

2 設計業務を受託した場合の業務の履行

設計業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、本プロポーザルにて提出した業務実施体制により当該業務を履行すること。

3 業務計画書

受託者は、契約締結後、次に掲げる事項を記載した業務計画書を、市に提出するものとする。

- (1) 業務概要 実施方針・成果品の内容・部数
- (2) 業務工程 意図説明計画・打合せ計画
- (3) 業務実施体制 組織計画（協力事務所・再委託を含めた体系図）
連絡体制・業務担当表
- (4) 管理技術者 氏名・生年月日・所属・役職・保有資格
実務経験及び手持ち業務
- (5) 主たる担当技術者 氏名・生年月日・所属・役職・保有資格
実務経験及び手持ち業務
- (6) 担当技術者 分担業務分野・追加した理由・氏名・生年月日
所属・役職・保有資格・実務経験及び手持ち業務
- (7) 協力事務所又は再委託先 名称・代表者名・所在地・分担業務分野
協力を受ける理由及び具体的内容・主たる担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格
実務経験及び手持ち業務（協力事務所又は再委託先がある場合に限る）
- (8) その他監督員が指示した事項

Ⅲ 業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。ただし、各項目に定めた業務の詳細な内容については委託者の指示によるものとする。また、業務の内容に疑義が生じた場合は速やかに委託者と協議するものとする。

1 調査業務の内容

- (1) **地形測量**
地形測量を行うこと。
- (2) **用地測量**
用地測量を行うこと。
- (3) **地質調査**
提案内容に応じた必要な地質調査を行うこと。

2 一般業務の内容

- (1) **基本設計に関する標準業務**
(平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項)
- (2) **実施設計に関する標準業務**
(平成31年国土交通省告示第98号別添一第2項)

3 その他業務の内容

- (1) **施工費用の検討及び算定に関する積算業務**
- (2) **特別な成果品の作製に関する業務**
 - ア 透視図・鳥瞰図作製業務
 - イ 模型作製業務
- (3) **関係法令等による申請書等の作成及び申請手続業務**
都市計画法、建築基準法及び消防法等の建築に関する法令等並びに収用等に関する申請書等の作成及び手続業務
- (4) **省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務**
- (5) **コスト縮減検討業務**
 - ア コスト縮減検討中間報告書の作成
 - (ア) コスト縮減対策の有効策として採択した事項（コスト縮減提案）
 - (イ) 実施設計において具体的に検討のうえ、採否を決定すべき事項
 - イ コスト縮減検討報告書の作成
実施設計作成業務において、次の事項についてコスト縮減検討報告書として取りまとめを行うこと。

(ア) コスト縮減中間報告書に記載された事項の実施設計においての検討結果（コスト縮減提案の最終採否）

(イ) その他、実施設計作成時にコスト縮減対策として採択した事項

(6) イニシャル・ランニングコスト検討業務

設備方式の選定におけるイニシャル・ランニングコスト及び性能等の検討書（比較表）を作成すること。

(7) 概略工事工程表作成業務

(8) 建築主以外の第三者に対する説明に関する業務

住民、開校準備委員会及び市議会等への対応に関する協力、助言及び資料作成。

(9) その他本設計業務に必要な業務

ア 各種説明資料（住民説明に必要な資料、日影図、コスト縮減資料、各種技術資料を含む）の作成

イ その他、本設計業務に必要な業務については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

4 業務の実施

(1) 一般事項

ア 基本設計作成業務は提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

イ 実施設計作成業務は提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。

ウ 積算業務は実施設計図書及び適用基準等によって行う。

エ 委託者の指示により、受託者は「設計説明書」に必要事項を記入の上、関連する資料とともに委託者に提出する。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、受託者は速やかに記録を作成し、委託者に提出すること。なお、工程会議は原則として2～3週間に1回とし、その他必要に応じて実施する。

ア 業務着手時

イ 委託者又は受託者が必要と認めたとき

(3) 適用基準等

本委託業務の実施にあたっては、建築基準法その他関係法令及びこれに基づく条例規則等の規定による他、下記に示すものを順守すること。特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した関係

法令・統一基準・技術基準（最新版）によるものとする。

- ア 公立学校施設関係法令
- イ 小学校施設整備指針
- ウ 中学校施設整備指針
- エ その他関係法令

(4) 貸与資料

- ア 貸与資料
 - (ア) 現社中学校製本図面（ただし、すべての棟ではない）
 - (イ) 現社中学校確認申請書類
- イ 貸与・返却場所
 - 加東市教育委員会教育総務課

(5) 積算に際しての留意事項

工事内訳書の単価については、建設物価・積算資料等の設計月の刊行物を採用し、見積もりによる場合は、3者以上の見積もりを徴収して比較表を作成し、最低見積額を採用すること。

(6) 協力業者（下請け業者）との契約について

協力業者（下請け業者）との契約にあたっては、平成31年1月21日付け国土交通省告示第98号によって示された、構造及び設備の報酬基準を参考に、設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。

また、第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く。）、トレース、資料整理、模型作製、透視図・鳥瞰図作製に限る。

5 成果品の提出等

成果品等については下記を基本とし、「IV 成果品・提出部数等」によるものとする。なお「IV 成果品・提出部数等」に定めがないものについては、委託者の指示によるものとする。

(1) 成果品等の提出先

加東市教育委員会小中一貫教育推進室

(2) 成果品等の基本

- ア 設計仕様書及び図面
 - (ア) A1 2つ折製本（A2サイズ）×1部又は
 - A2 2つ折製本（A3サイズ）×1部
 - (イ) A3 2つ折製本（A4サイズ）×2部
 - (ウ) JWW-CADデータ（文字化けがないものとする）
- イ 計画説明書

- ウ 工事概算書
- エ 設計根拠及び技術資料
- オ 透視図・鳥瞰図及び日影図
- カ 模型
 - (ア) 主要材料 スチレンボード又はこれに準ずるもの
 - (イ) ケースの有無 有り
- キ 設計業務打合せ簿
- ク 業務計画書
- ケ 管理技術者選任（解任）届及び経歴書
- コ 部分再委託承諾願
- サ 着手届及び完了届

(3) 記載内容の整理

電子データ及び設計図書等については工事種目・工事科目等により分かりやすく整理すること。

(4) 電子データ

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、「調査・設計・工事など各業務段階の最終成果品を電子データで提出すること」をいい、電子データはPDF及びJWW-CADデータ、設計内訳書等はEXCELとPDFによる提出を基本とする。なお、電子化に要する費用は諸経費に含まれているものとする。

(5) 部数の追加

成果品の提出部数は適宜追加してもよい。

(6) 提出媒体

各成果品については原則として、紙ベース及び電子データにより提出するものとする。

(7) 写真の著作権等について

ア 本市が行う事務及び本市が認めた公的機関の広報に無償で使うことができる。この場合において、著作者名を表示しないことがある。

イ 受託者は次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を受けた場合はこの限りでない。

- (ア) 写真を公表すること。
- (イ) 写真を第三者に閲覧、複写又は譲渡すること。

(8) 成果品の取り扱い

提出された成果品は当該施設の工事請負業者に貸与し、当該工事における施工図・完成図の作成及び完成後の維持管理に使用する。

IV 成果品・提出部数等

成果品は以下を基本とするが、委託者と受託者の協議により詳細を決定し、納品する。

1 調査業務

種別	内容	部数等	摘要
地形測量	<ul style="list-style-type: none"> ・実測平面図 ・縦断面図 ・横断面図 ・その他調査職員が必要と認めるもの 	2部 2部 2部	
用地測量	<ul style="list-style-type: none"> ・用地実測原図 ・用地平面図 ・その他調査職員が必要を認めるもの 	2部 2部	
地質調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書（圧縮試験・土質サンプル含む） ・地質平面図 ・地質断面図 ・その他調査職員が必要と認めるもの 	2部 2部 2部	

※調査業務の成果品は建築（総合）基本設計の成果品の中に含めることができる。

※成果品は調査職員の指示により製本する。

※紙及び電子媒体により提出することとし、電子成果品はウイルス対策を実施した上で提出すること。

2 基本設計業務

種別	内容	部数等	摘要
建築 (総合)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築（総合）基本設計書 計画説明書 仕様計画概要書 仕上計画表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置計画図 平面及び動線計画図 断面計画図 立面計画図 各種詳細図 工事費概算書（コスト比較検討含む） 仮設計画概要書 ・その他調査職員が必要と認めるもの 	3部	外構等含む

建築 (構造)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築（構造）基本設計書 構造計画概要書及び仕様概要書 構造計画図 工事費概算書（コスト比較検討含む） ・ その他調査職員が必要と認めるもの 	3部	
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備基本設計書 電気設備計画説明書 電気設備計画概要書 仕様概要書 工事費概算書（コスト比較検討含む） ・ その他調査職員が必要と認めるもの 	3部	
機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械設備基本設計書 機械設備計画説明書 機械設備計画概要書 仕様概要書 工事費概算書（コスト比較検討含む） ・ その他調査職員が必要と認めるもの 	3部	
提出 資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各技術資料 ・ 各記録書 ・ 概略工事工程表 ・ 維持管理費概算書 ・ 透視図 ・ 鳥瞰図 ・ 電子成果品 ・ 業務工程表 ・ 期間別業務履行報告書 ・ 公共インフラ調査報告書 ・ その他調査職員が必要と認めるもの 	2部 2部 2部 一式 1部 1部 2部 2部 毎回1部 2部	A3 4方向 カラー A3 南方向 カラー 電子メディア
造成 (カセ池及び農地部分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水計画図 ・ 工事内訳書 ・ 見積比較表 ・ 各種計算・比較検討書 ・ その他調査職員が必要と認めるもの 	2部 2部 2部 2部	

※建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果品は、建築（総合）基本設計の成果品の中に含めることができる。

※成果品は調査職員の指示により製本する。また、概要版を作成すること。

※電子成果品はウイルス対策を実施した上で提出すること。

※期間別業務履行報告書については、期間内に作製した図面を添付。提出回数は毎月2回以上とする。

3 実施設計業務

種別	内容	部数等	摘要
建築 (総合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築（総合）設計図 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 各伏図 平面詳細図 部分詳細図（断面含む） 建具配置図 建具表 外構図（駐車場・駐輪場等含む） 総合仮設計画図 建築関係法令チェックリスト サイン計画図 什器類配置計画図 ・ 工事内訳書 ・ 数量計算書 ・ 見積比較表 ・ 各種計算・比較検討書 ・ その他調査職員が必要と認めるもの 	3部 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 2部 2部 2部 2部	金額入り
建築 (構造)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築（構造）設計図 仕様書 構造基準図 伏図 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 ・ 構造計算書 ・ 各種比較検討書 ・ その他調査職員が必要と認めるもの 	3部 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 2部 2部	

電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電気設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 構内配電線路図 幹線設備図 電灯設備図 動力設備図 雷保護設備図 電源設備図 受変電設備図 自家発電設備図 構内通信線路図 電気時計設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 表示（出退表示等）設備図 映像・音響設備図 インターホン（呼出）設備図 テレビ共同受信設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 警報（火災報知等）設備図 構内交換設備図 防犯・入退室管理設備図 情報通信設備図 中央監視制御設備図 防災行政無線設備図 ・工事内訳書 ・数量計算書 ・見積比較表 ・各種計算・比較検討書 ・その他調査職員が必要と認めるもの 	<p>3部</p> <p>適宜 適宜</p> <p>2部 2部 2部 2部</p>	<p>金額入り</p>
機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 配管、ダクト系統図 機器表 空調設備図 衛生器具設備図 	<p>3部</p> <p>適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 適宜</p>	

	給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 ガス設備図 ・工事内訳書 ・数量計算書 ・見積比較表 ・各種計算・比較検討書 ・その他調査職員が必要と認めるもの	適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 2部 2部 2部 2部	金額入り
提出 資料等	・各技術資料 ・各記録書 ・日影図 ・透視図 ・鳥瞰図 ・関係法令等に基づく必要な各種申請図書 ・省エネルギー関係申請図書 ・ライフサイクルコスト検討書 ・概略工事工程表 ・リサイクル計画書 ・業務打合せ簿・打合せ記録簿 ・現況写真及び現地調査資料 ・電子成果品 ・設計図二つ折り製本 ・模型 ・稟議用A4版製本 ・その他調査職員が必要と認めるもの	2部 2部 2部 1部 1部 必要部数 2部 2部 2部 2部 2部 2部 2部 3部 1ケ 2部	A3 4方向 カラー A3 南方向 カラー 電子メディア A1版又はA2版1部 A3版2部 1 / 5 0 0

※建築（構造）の成果品は、建築（総合）実施設計の成果品の中に入れることができる。

※成果品は調査職員の指示により製本する。

※工事内訳書の作成は営繕積算システム（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。

※電子成果品はウイルス対策を実施した上で提出すること。